

～農業者年金で安心・豊かな老後を～

1. 農業者なら広く加入できます
《3つの条件》
 - ・60歳未満
 - ・国民年金第1号被保険者（国民年金付加保険料への加入も必要）
 - ・年間60日以上農業従事
2. 積立方式なので自分がかけた金額は年金として生涯もらえます
（仮に80歳前に亡くなっても遺族に死亡一時金が支給されます）
3. 保険料の額は自由に決められます（2万円～6万7千円の間）
4. 支払った保険料は全額社会保険料控除が受けられます
5. 政策支援（保険料の国庫補助）が受けられます（要件あり）



詳しくは、
 農業者年金基金専門相談員 Tel03-3502-3199 もしくは、
 農業委員会 Tel528-2680 まで



農地の売買や転用を行う場合は 農地法の許可が必要です



農地の売買や転用を行う場合は、農業委員会の許可が必要です。
 （市街化区域内の農地の転用は届出）
 申請書や届出書は、大津市のホームページからダウンロードできます。
 URL <http://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/065/2200/s/index.html>

詳しくは、農業委員会 Tel528-2680 まで



編集後記

農業委員会をとりまく環境は目まぐるしく変化しています。4月には「大津市農業振興ビジョン」の改訂、県内8JAの合併による「レーク滋賀農業協同組合」が誕生しました。私たち農業委員・農地利用最適化推進委員が相互に連携し、農業ができる喜びをかみしめ、耕作放棄地の発生防止、解消や「人・農地プラン」の作成、見直し等の取り組み強化を図っていきます。

みどりのこだま編集部

委員長 田中 謙一
 委員 森元 直紀

西村 博
 宇野 幸太郎

読者の皆様のご感想をお聞かせください。